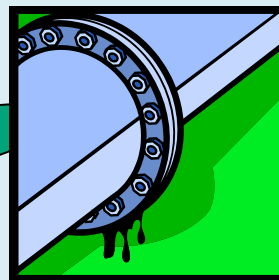


下水道の役割

街をきれいにする

トイレの水洗化と
生活排水の処理



きれいな水辺をつくる



汲み取り便槽 単独浄化槽

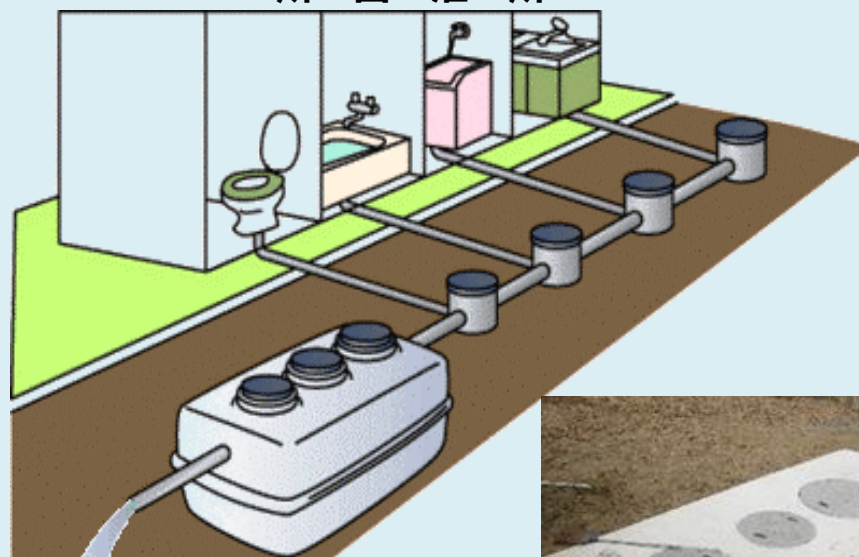
便 風 洗 台
所 呂 濯 所



- トイレの汚水のみ便槽、及び浄化槽にためる。
- 台所、風呂、洗濯等の汚水が、側溝や水路へ直接流れ出るため、川を汚す原因となります。
- 月に1、2回くみ取りを 行う必要があります。

合併浄化槽 (H10以降に普及)

便 風 洗 台
所 呂 濯 所

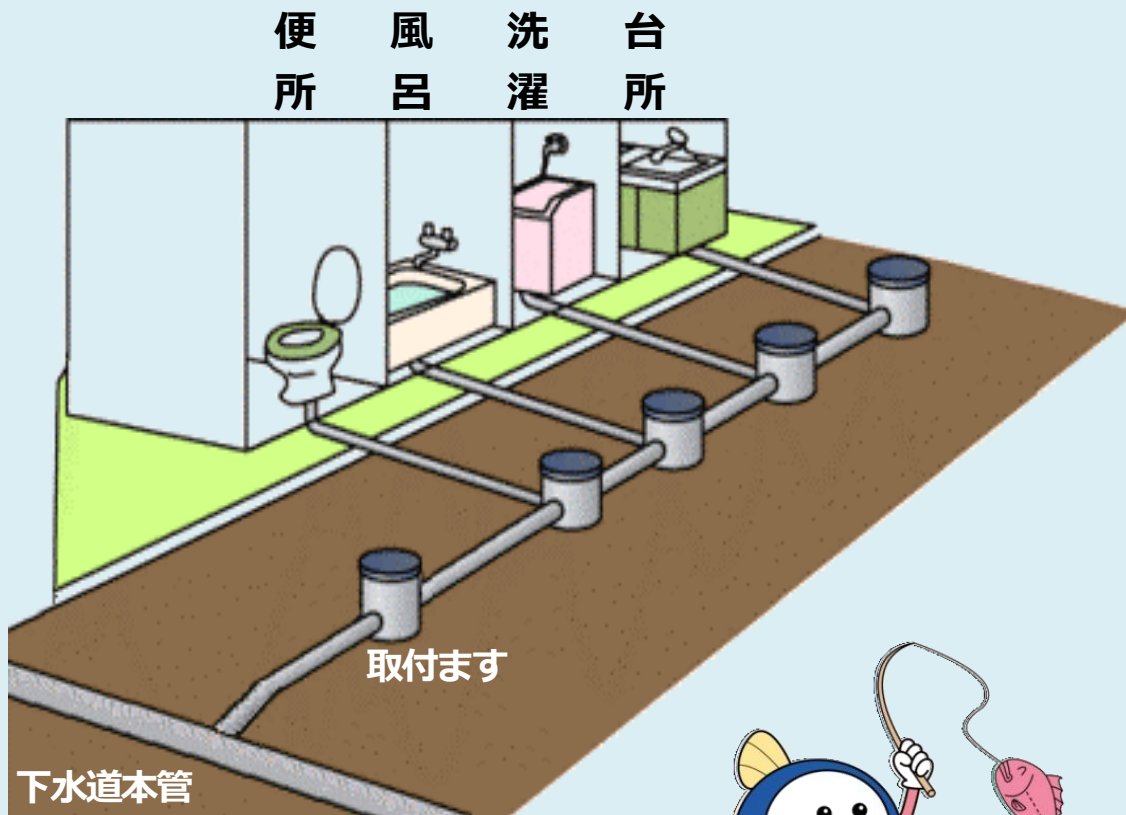


側溝・水路など

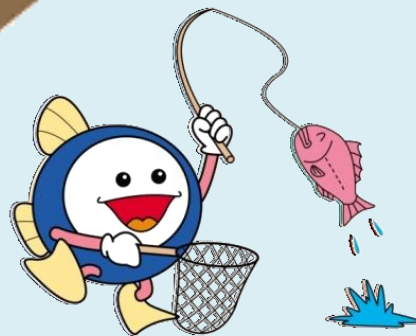


- すべての汚水を処理します。
- 浄化槽の維持管理は各家庭で行う義務があります。

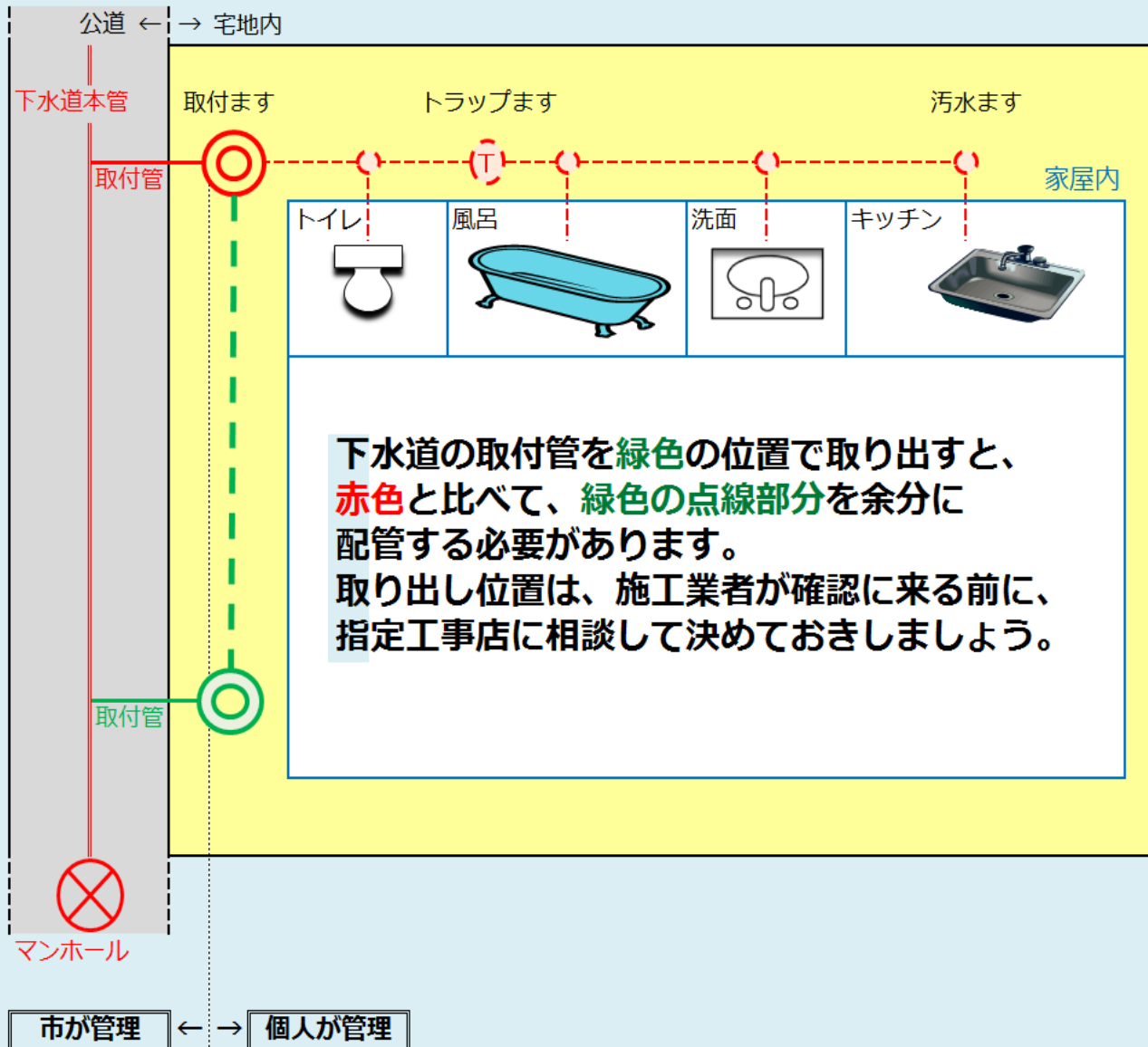
下水道



- すべての汚水を浄化センターで処理することにより、市が水質を守ります。
- 浄化センターおよび道路に埋設されている下水道管は、市が維持管理を行います。
- 側溝や水路には雨水のみが流れ、きれいになります。



取付管の取り出し位置について



下水道工事は、市が下水道本管、マンホール、**取付管**を施工していきます。

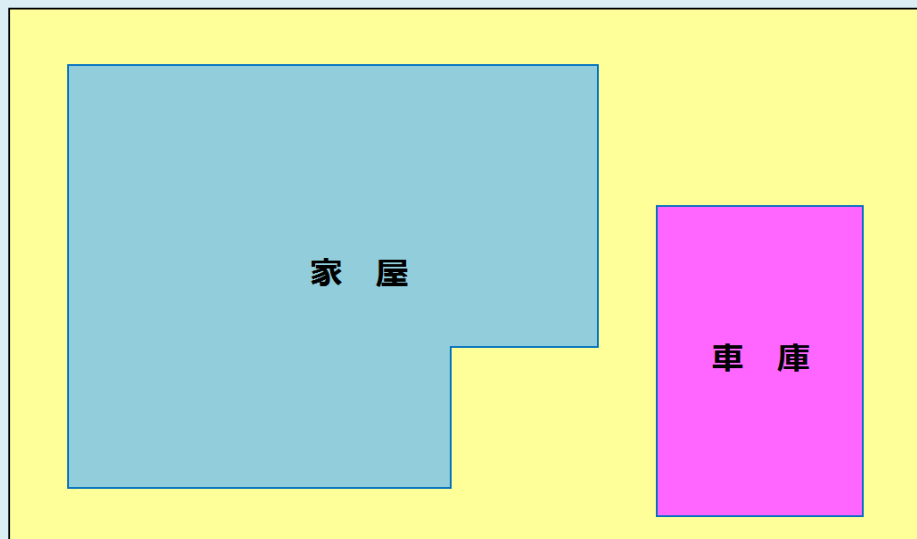
※取付ますは施工しません。

取付管の取り出し位置については、排水施設（台所・風呂・トイレ等）の位置を考慮して、道路に面した間口内で決めて下さい。

取付管の位置によっては、宅地内の切り替え
工事にかかる費用が異なりますので、指定工事店とよく相談して決定することを推奨します。

工事期間中のお願い

＜家の前を工事しているとき＞



公道

工事箇所

工事区間は、**基本的に全面通行止め**となります。通行される時は、現場監督か交通誘導員に声を掛けてから指示のもと通行してください。

ただし、**早朝・夜間の車両の出入りは可能**です。

ご迷惑をおかけする期間は、**1戸あたり3～5日間程度**になります。

工事予定の連絡は、**1か月ごとに工事予定箇所の地図を自治会を通じて**
回覧しますので、工事時期や迂回路を確認してください。

工事完了後に…

市提出用

公共下水道取付管位置の報告 No. _____

布設位置の地番

設置義務者の承諾

住所
氏名

印

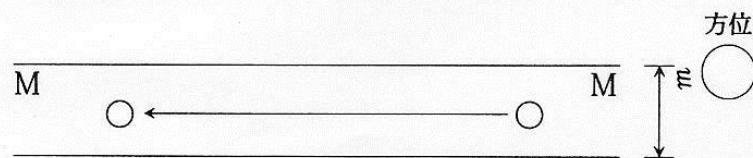
承諾に従い施工したことを報告します。

施工業者
現場代理人

印

平成 年 月 日

大垣市水道部下水道課長様

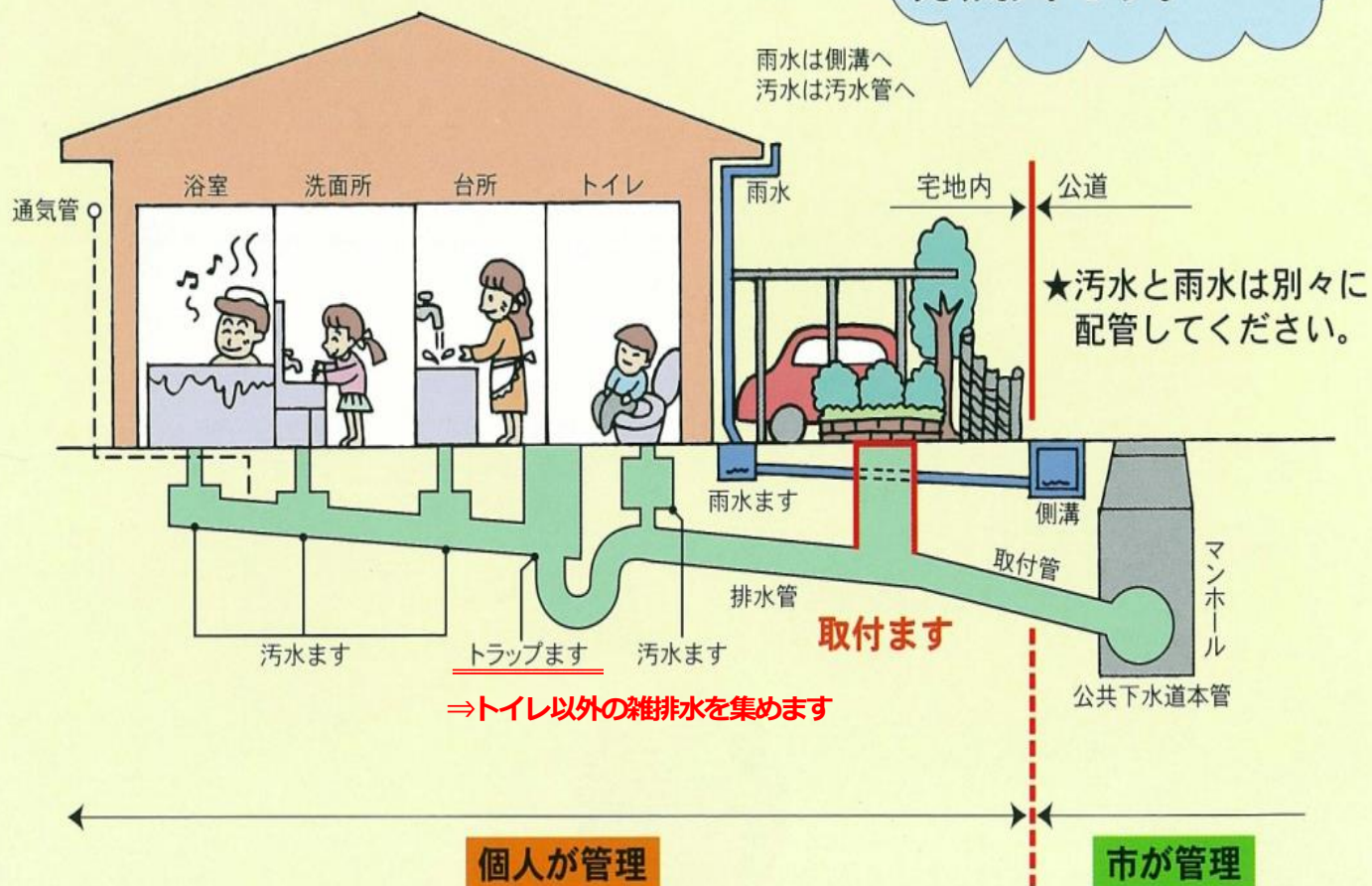


工事完了後に施工業者が土地所有者の方に持参しますので、**取付管の位置をご確認の上、署名・押印**していただき、大切に保管して下さい。

宅地内排水設備について

大垣市の下水道は
分流式です。

雨水は側溝へ
汚水は污水管へ



取付ますから左側の部分（取付ます、排水管、汚水ます、通気管部分）から宅地内排水設備となり、宅地内部分については**個人の管理**となります。

⇒宅内の排水管が詰まった場合、**修理費は個人のご負担**となります。「ゴミや油は流さない」「トイレには水に溶ける紙を」「危険物は流さない」等下水道の正しい使い方の注意事項を守り、管理してください。

トラップますには目皿がついており、台所からの食べかすや、浴室からの髪の毛などが集められ、引っ掛かる構造になっています。目皿に溜まったゴミを**月に1～2回掃除**して下さい。

給排水設備工事の申込みから完成まで

①改造計画をたてる

トイレは、和風
それとも洋風！



②指定工事店を決める(別紙)

設計見積りを
依頼する。



③改造資金の融資の検討

自己資金か融資を
受けるか。



④市の検査

市で工事の内容を検査し
ます。



⑤工事の施工

台所・風呂・トイレなどか
ら取付ますまでの排水管
の布設、便器・タンクの据
付、給水管の配管を行いま
す。



⑥市へ工事申請する

指定工事店に依頼して
ください。
融資の申込みも、このと
きに申し出てください。



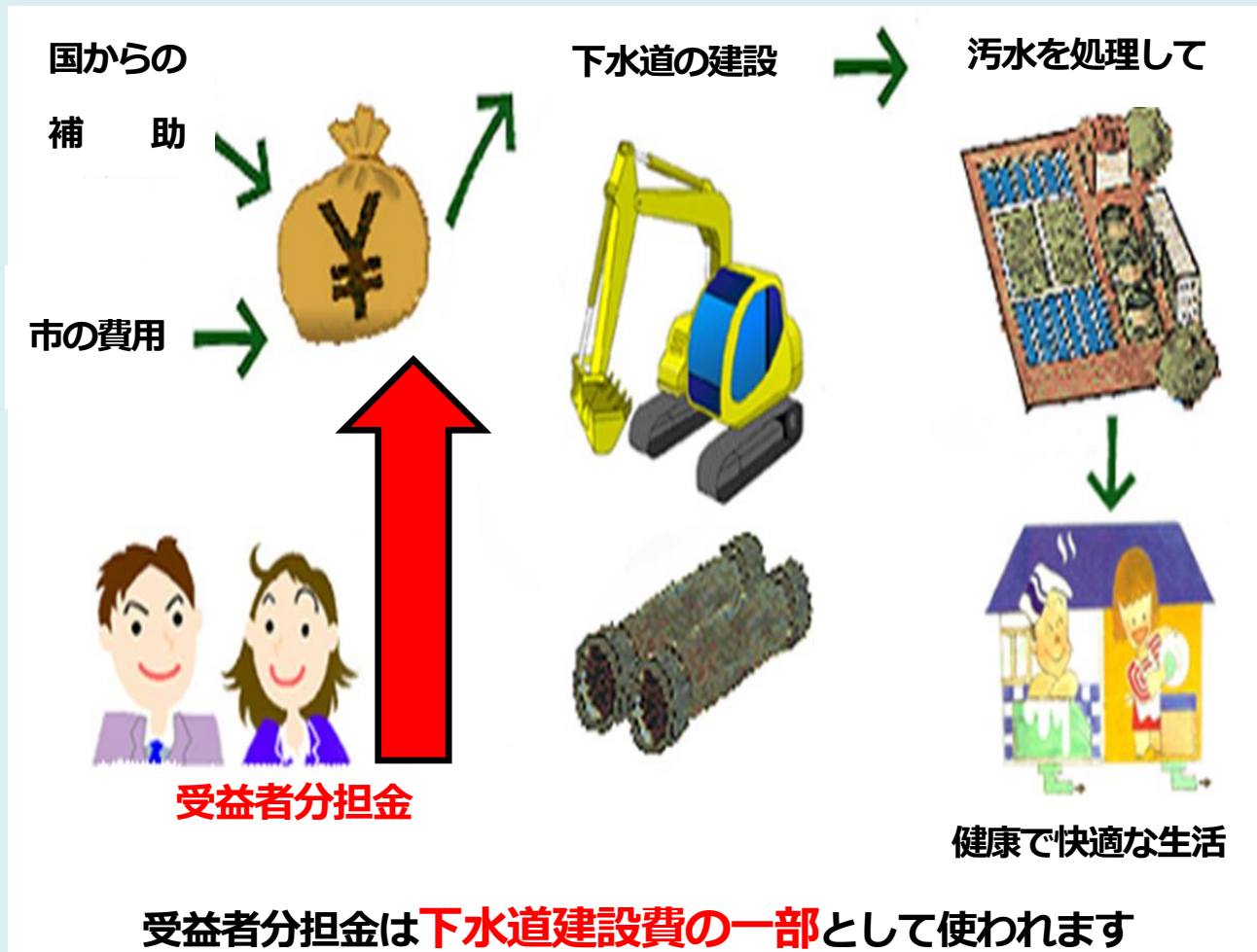
宅地内の排水設備工事は、『**大垣市下水道排水設備指定工事店**』の中から選んで工事して頂くことになります。

指定工事店を決める際、**2社～3社から見積り**を取っていただき、契約される事を推奨します。見積金額を確認のうえ、自己資金か融資を受けるかを決めて頂きます。金融機関からの融資を希望される場合は、「**利子補給制度**」をご検討ください。

市から許可を得た後、工事の施工となり、切替に伴い、**浄化槽の方では約1日、汲み取りトイレの方では2～3日トイレが使用できなくなります。**

工事が完成すると、市職員が検査を行い、検査箇所に応じた金額の**検査手数料**を徴収します。

受益者分担金について



受益者分担金の金額は、一般住宅の場合 **17万円**です。

一般住宅以外の場合は、使用用途により金額が異なりますのでお尋ね下さい。

受益者分担金とは、下水道が整備された区域の方から、下水道の建設費用の一部として公平に負担していただくものです。

分担金を納めていただく方を、**受益者**といいます。原則は、土地所有者の方になりますが、居住者・家屋所有者が異なる場合は、双方の協議の上で受益者を決めます。

分担金を納めていただく方（受益者）を申告するための『**受益者申告書**』は、説明会の前に、土地所有者の方へ郵送します。

詳細は、次頁をご覧ください。

下水道の整備が完了した翌年度の当初に
納付書を発送します。

受益者申告書について

<申告書の記入方法>

①所在地、地番、現況地目等をご確認いただき、『**受益者（代表者）欄**』に、**分担金を納められる方の住所・氏名・電話番号**の記入と**押印**します。

受益者（代表者）と土地所有者が異なる場合は、右側の『**土地所有者の同意欄**』に、土地所有者の方の同意が必要です。ただし、土地所有者が既に亡くなっている場合は、同意の必要はありません。

②納付方法の欄は、『**分割納付**』・『**一括納付**』のどちらかを選択します。

③分担金の算出についての右側『**一般住宅**』か『**その他**』のどちらかに○をつけてください。

『**その他**』の場合は、建築物の延床面積や従業員数、部屋数等を記入する必要があります。

④最後に、分担金算出のために**税務資料閲覧の承諾**が必要ですので、**建物所有者の住所、氏名**の記入と**押印**します。

市街化調整区域公共下水道事業受益者申告書

大垣市長様

大垣市丸の内2丁目29番地
大垣 一郎 様

大垣市市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規則第4条の規定により次のとおり下水道事業費の納付を受けることを申告します。

年 月 日

土地所有者の方に郵送されます。

土地所有者以外の方が納付する方（受益者）となる場合、土地所有者の方の署名・押印が必要です。

実際に納付する方（受益者）が署名・押印します。翌年、納付通知書を送付します。

納付方法を選択します。分割納付は5年20回で支払い。

上記の土地の所在にある建築物に居住している場合、“一般住宅”を○で囲んでください。店舗・事務所等の場合、“その他”を○で囲み、下記の太枠内を記入します。

下水道が利用できるようなる土地を記載しています。間違いがないか確認します。

家屋所有者の方が署名・押印します。

受益者(代表者)	土地所有者以外の方が受益者の場合は、土地所有者の同意
住所	大垣市丸の内2丁目29-2
電話番号	81-4114
氏名	大垣 三郎
納付方法	分割納付 ・ 一括納付

No.	土地の所在	地番	地目	面積
1	大垣市丸の内2丁目	28	田	111
2	大垣市丸の内2丁目	29	宅地	234
計				345

分担金の算出について

土地に存する建築物の用途により、分担金額が異なります。右の欄に「○」を記入していただき、「その他」に該当の場合は、下記太枠内も記入してください。

一般住宅	その他
------	-----

No.	建築物の所在	用途	面積等	排水人口	分担金区分
	丸の内2丁目29	アパート	単身用 12部屋 456㎡		
計					

分担金の算出に当たり、上記建築物の税務資料の閲覧について承諾します。

建築物所有者 住所 大垣市丸の内2丁目29-2 氏名 大垣 三郎

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給

○水洗化支援制度について

宅内排水設備の工事にかかる費用は、個人負担となります。

そこで市は、くみ取り便所や浄化槽を下水道へ切り替える排水設備の工事に対し、必要な資金の融資をあっせんし、利子を交付する制度を設けています。

H23年4月1日改正

融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗トイレに改造したり、既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、及びそれに伴う排水設備工事をされる方 ※ ただし、法人・団体又は新築の場合は該当しません ・市税及び下水道受益者負担金・分担金等を滞納していない方
融資の金額	1戸につき30万円以上、200万円以内（1万円を単位）
融資の利率	取扱金融機関が定める利率（毎年3月1日現在）
取扱金融機関	(株)大垣共立銀行 (株)十六銀行 (株)第三銀行 (株)滋賀銀行 大垣西濃信用金庫 岐阜信用金庫 東海労働金庫 西美濃農業協同組合
償還期間	60か月(5年)以内
保証	取扱金融機関が提携している信用保証会社等の保証制度を利用しますので、原則保証人は不要です
利子補給額	融資利子の全額
利子補給の時期	借受人が毎年1月から12月までの間に支払った利子に対して翌年3月末までに交付
お申し込みに必要な書類	次の書類を添え、工事着工前に下水道課へ申請してください ・水洗便所等改造資金融資あっせん申込書 ・納税証明書（市県民税、固定資産税） ・所得証明書又は源泉徴収票 ・指定店の工事見積書

1月

12月

償 還 期 間	
---------	--

3月末
支払い



・利子補給制度の対象は浄化槽や汲み取り便所を下水道へ切り替える工事や、それに伴う排水設備工事を行う場合が該当します。法人・団体または新築の場合は該当しません。

・融資金額は、1戸につき30万円以上200万円までが対象となります。

・申し込みには、申込書・納税証明書・所得証明書または源泉徴収票・指定工事店の見積書が必要です。

工事着工後では、当制度を利用することができませんので、必ず工事着工前にご相談・お申し込みください。

お問い合わせ先一覧

問い合わせの内容	電話番号	担当課
下水道工事に関すること	(0584) 47-8469 (0584) 47-8713	下水道課
宅地内の設備に関すること 受益者分担金（口座振替）に関すること 融資あっせん・利子補給制度に関すること	(0584) 47-8714	
水道工事に関すること	(0584) 47-8692 (0584) 47-8693	
水道料金・下水道使用料に関すること	(0584) 71-8848	水道課
浄化槽の最終清掃に関すること	(0584) 47-8574	環境衛生課